

名古屋経済大学大学院法学研究科学位論文審査基準及び審査体制

I. 学位論文審査基準

【修士論文審査基準】

1. 税理士コース

- 1) 広い視野に立った幅広い基本的知識と租税法に関する専門知識を基礎として、高度の専門性が求められる職業を適切に行い得る能力を有していることが実証される論文であること。
- 2) 研究目的が明確であり、主題に関する論点(リサーチ・クエスチョン)が適切に設定されていること。
- 3) 主題に関しては、綿密な調査を行ったうえで、学説、判例、実務等の諸観点から幅広く検討を加え、先行研究の到達点が的確に把握・分析されたものであると認められること。
- 4) 論文の構成と論旨の展開が論理的であり、内容に整合性と一貫性があり、結論に至る過程が明解なものであること。
- 5) 誤字・脱字などがなく、わかりやすく文章表現されていること。
- 6) 文献の引用および脚注表記等が学会での指針等に沿って適切に行われていること。
- 7) 研究計画の立案、文献資料の引用などについて学術研究における倫理規範が遵守されたものであること。

2. 研究者養成コース

- 1) 広い視野にたった精深な学識を基礎として、自らの専攻分野における研究を適切に行い得る能力を有していることが実証される論文であること。
- 2) 研究目的が明確であり、主題に関する論点(リサーチ・クエスチョン)が適切に設定されていること。
- 3) 主題に関しては、綿密な調査を行ったうえで、学説、判例、実務等の諸観点から幅広く検討を加え、先行研究の到達点が的確に把握・分析されたものであると認められること。
- 4) 主題に関する先行研究を踏まえ、さらにこれを発展させるための新しい切り口が提示されているようなものであること。
- 5) 論文の構成と論旨の展開が論理的であり、内容に整合性と一貫性があり、結論に至る過程が明解なものであること。
- 6) 誤字・脱字などがなく、わかりやすく文章表現されていること。
- 7) 文献の引用および脚注表記等が学会での指針等に沿って適切に行われていること。
- 8) 研究計画の立案、文献資料の引用などについて学術研究における倫理規範が遵守されたものであること。

【リサーチペーパー審査基準】

- 1) 修士課程における履修と研鑽を基礎として、幅広い知識と視野が求められる職務を適切に行い得

る能力を有していることが実証されるリサーチペーパーであること。

- 2) 特定の課題に関する論点(リサーチ・クエスチョン)が適切に設定されていること。
- 3) 特定の課題を論ずる際に必須と考えられる文献を参照かつ引用したものであること。
- 4) リサーチペーパーの構成と論旨の展開が論理的であり、内容に整合性と一貫性があり、結論に至る過程が明解なものであること。
- 5) 誤字・脱字などがなく、正しくわかりやすく文章表現されていること。
- 6) 文献の引用および脚注表記等が適切に行われていること。
- 7) 研究計画の立案、文献資料の引用などについて学術研究における倫理規範が遵守されたものであること。

【博士論文審査基準】

- 1) 法学の全般的な学識と最先端の専門知識を基礎として、独立した研究者として高度な研究を遂行し得る十分な能力を有していることが実証される論文であること。
- 2) 研究目的が明確であり、主題に関する論点(リサーチクエスチョン)にオリジナリティがあり、かつ学術的価値を有すると判断されるものであること。
- 3) 主題に関しては、国内外の先行研究を多角的に検討し、これらを綿密に分析したうえで、先行研究の到達点を超える独創的な研究成果が提示されているものであること。
- 4) 研究成果が堅牢な体系性、精密な論理性、確固たる論証を備えたものであり、完成度の高い論文であること。
- 5) 法学の発展に対する学術的貢献または行政等の分野における理論・政策面の発展に資すると認められる価値を有すること。
- 6) 法学における自立した研究者として、強い責任感と倫理観に支えられた論文であること。

II. 学位論文審査体制

【修士論文審査体制】

- 1) 修士論文の審査は、研究科委員会で選出された3名の審査委員からなる審査委員会で行なう。主査には指導教員があたり、残り2名の副査は研究科委員会委員があたる。
- 2) 審査は査読と口述試験によって実施され、口述試験の際には記述内容として不十分な点や検討すべき課題などについての指導も行なう。
- 3) 審査委員会は、修士論文の審査及び試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。

【リサーチペーパー審査体制】

- 1) リサーチペーパーの審査は、原則として指導教員が行なう。
- 2) 審査は査読と口述試験によって実施され、口述試験の際には記述内容として不十分な点や検討すべき課題などについての指導も行なう。

3) 指導教員は、リサーチペーパーの審査の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。

【博士論文審査体制】

- 1) 博士論文の審査は、研究科委員会で選出された3名の審査委員からなる審査委員会で行なう。主査には指導教員があたり、残り2名の副査は研究科委員会委員があたる。
- 2) 審査は査読と口述試験によって実施され、口述試験の際には記述内容として不十分な点や検討すべき課題などについての指導も行なう。
- 3) 審査委員会は、博士論文の審査及び試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。